

韮 総 第 4 4 9 号
令和8年8月26日

地区長・組長 各位

韮崎市長 内 藤 久 夫
(公 印 省 略)

災害時における指定避難所変更のお知らせの全戸配付について（依頼）

残暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、防災行政及び減災力の強いまちづくりにご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、穴山屋内運動場の完成に伴い、指定避難所に指定したことから、一部地区の指定避難所が変更となります。これにより穴山公民館分館は避難所の指定を解除します。

つきましては、災害時における指定避難所の変更のお知らせを送付いたしますので、全戸配付いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ

韮崎市総務課危機管理担当

Tel：0551-45-9368

Mail：soumu@city.nirasaki.lg.jp

災害時における**指定避難所**変更のお知らせ

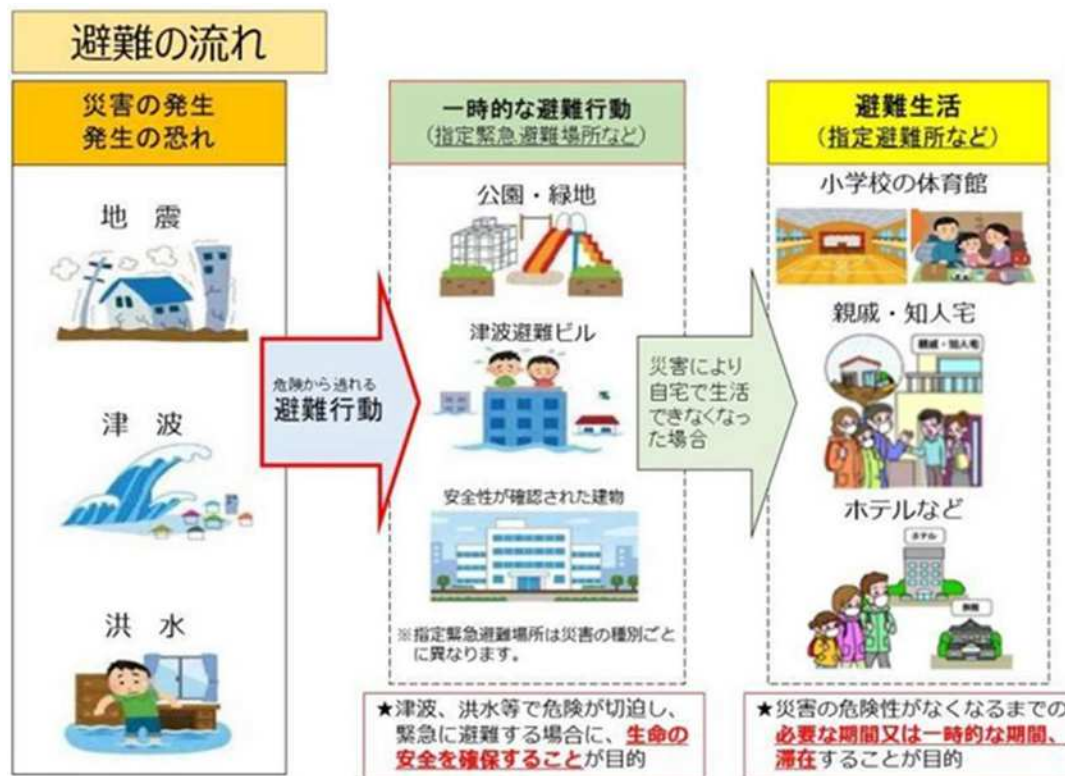
穴山屋内運動場の完成に伴い、指定避難所に指定したことから、一部地区の指定避難所が変更となります。これにより穴山公民館分館は避難所の指定を解除します。

地区名	地震	水害
石水・伊藤窪・夏目・次第窪・重久・久保	穴山公民館 穴山屋内運動場	穴山公民館
三ツ石組(1)・三ツ石組(2)・三ツ石組(3)・三ツ石組(5)	菰崎北西小学校 北西児童センター (※変更なし)	穴山屋内運動場

災害発生時、まずは地域の自主防災会等が指定している「一時避難場所」に集まり、安全・安否確認の後、指定避難所に避難する流れとなります。

問い合わせ先

菰崎市総務課 危機管理担当
TEL0551-45-9368



※今回の変更は指定避難所についてです

	自主避難所	指定緊急避難所	指定避難所
目的	自主的な避難所として利用	緊急的な生命の安全確保の場	避難者が避難生活を送るための場
設置責任	地域住民や民間事業者が中心	自治体が指定	自治体が指定
設置場所例	公共施設、民間施設等	公園、広場、学校、運動場など	学校体育館、公民館、集会所など

- ・ **自主避難所**はあくまで住民や地域主導で設置される柔軟な避難施設
- ・ **指定緊急避難場所**は災害直後の緊急避難を目的とし、短時間の利用を想定
- ・ **指定避難所**は避難生活を送るための長期利用を目的とした施設